

第 112 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和 4 年 5 月 24 日（火）14 時 00 分～16 時 00 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、小野裕美、上月陽子、柴田大造、柴田眞里、玉置久、西口竜也、西村裕三
 - (2) 実施機関の職員
文化スポーツ局文化交流課担当課長
福祉局国保年金医療課担当課長
市長室市民情報サービス課長
 - (3) 事務局の職員
市長室市民情報サービス課長、企画調整局デジタル戦略部担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①神戸市勤労会館の予約受付システムの導入について
 - ②特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における個人情報の利用について
 - ③今後の個人情報保護制度のあり方について
 - (2) その他
 - ①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について（報告）
 - ②新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）
 - ③処理システムへの情報項目の追加について（報告）
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ①神戸市勤労会館の予約受付システムの導入について
文化スポーツ局文化交流課から、神戸市勤労会館の予約受付システムの導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委 員 これは、来月の 30 日まで使われるシステムだけれども、4 月からの直営にあたって申請が漏れていたということになるのでしょうか。

○文化交流課 はい。そのとおりでございます。

○委 員 4 ページの運用上の保護のところなんですけれども、二つ目に「窓口運営者

により、施錠された書庫に保管させている」とか、二つ目、三つ目に「窓口運営者」と出てくるんですが、それは誰なんですか。

○文化交流課 委託事業者のことでございます。

○委員 直営とおっしゃっていたけれども。

○文化交流課 令和3年度まで指定管理者として、いきいき勤労財団が、勤労会館の窓口等を運営していたんですけども、令和4年に関しては、窓口の運営のみをいきいき勤労財団がやっていくと。システムのところについては、別途、システムの運営者と神戸市が、直接、委託をするというような形になっております。

○委員 それで、3ページの概要のところを書いてある、二つ目、三つ目の「窓口運営業務は財団へ業務委託を実施」というのと、「システム事業者と契約して行わせている」ことが今おっしゃったことですか。

○文化交流課 はい。

○委員 これは3か月だけのようなんですけれども、契約終了後、6月の末が来たら、全部終了しているのだから、元々事業者であった財団さんの方で捨てて終わりという感じになるのでしょうか。

○文化交流課 はい。個人情報紙でもらっているものがありますので、それについては、適切に処理をしてください、という形です。

○委員 電子計算機で処理するというところから見たときに、図が分かりにくいんですけども。6ページの図の。大体分かるんですけども、「(インターネット希望者)」とあるんですが、これは利用希望者なんですか。インターネットなんですか。この楕円の図は。

○文化交流課 利用希望者です。インターネットは手段でございます。

○委員 それで、TSL通信でホームページに繋ぐよ、ということですよ。入ってくるということですよ。ただ、ここはどういう意味なんですか。利用希望者はどういう想定なんですか。どこかに特定の端末みたいなものを置いているのでしょうか。それとも利用希望者は個人の家でどうのこうのという話でしょうか。

○文化交流課 利用希望者は個人の家での端末です。

- 委員 ホームページでリンクというのは、運営管理システムの中にホームページがあるのではなくて、外にホームページがあって、システムのリンクというのは実際、どのような接続がされているのでしょうか。普通に考えると、神戸市勤労会館ホームページがありますよね。その下に四角で囲った施設予約運営管理システムというシステムがあって、その中にホスティングという機能が入っているということで、ちゃんと保護していますよという観点からすると、ホームページはどこかのサーバーに上がっているんでしょうけれども、そこからシステムに情報が飛んでいくときに、どのくらいセキュアなのかというのが、何か書かれているというイメージを想像するんですけども。これは、事業の流れ図ですから、セキュリティ的なところは一切書いていないということになるんでしょうか。どこでどういう保護がされているのか、例えば、文章ではサーバー内だけで管理し、となっているんですけども、サーバーというのが、例えば、図でいうと、データベースとか、円柱みたいな図がサーバーなのかなとか、想像したりもするんですけども。
- 文化交流課 おっしゃるとおり、サーバーのイメージとして、丸いものがあり、そこに全部情報を入れますので、インターネット上には、個人情報を残さない形にしております。
- 委員 おそらく、閉域というか、オープンになっていないところで、個人情報を庁内というんですかね、そういうところで管理して、委託事業者はセキュリティポリシーを守った上で、適切に処理をして、必要がなくなったら破棄するよという、ちゃんとやっていますよっていうのは分かるんですけども。なんとなく、これを読んでいると余計に疑問が持ち上がるので。
- 文化交流課 書き方を考えます。
- 委員 今の点、訂正できますか。
- 文化交流課 はい。資料の見せ方を。
- 委員 きちっと書かれた方がよいと思います。
- 文化交流課 かしこまりました。
- 委員 事業の流れ図のところを訂正するのか、運用上の保護のところを直せばよいのでしょうか。

○委員 どういう形ということはありませんけれども、(1) システム上の保護というところで概略を書かれていますので、それぞれのパートのところで、ちゃんと運用していますよと、ちゃんと動かしていますよと言うのを(2)に書かれて、図は流れにするのか、サーバーとの接続形態を書くのか、従前そのような図をこの場で見せていただくんですけれども、少しずつ丁寧に書かれたら十分かと思うんですけれども。

○委員 そうしましたら、4ページのシステム上の保護と運用上の保護のところをもう少し、しっかり書くようにということによろしいですか。

○文化交流課 はい。

○委員 では、ただいまのご指摘に従って訂正してください。

○文化交流課 承知しました。

○委員 他はいかがでしょうか。

○委員 (質問等なし)

○委員 他になれば、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。「神戸市勤労会館の予約受付システムの導入」についてですが、神戸市勤労会館の会議室や講習室などの予約受付業務について、昨年度まで運営を担っていた指定管理事業者から予約受付システムを引継ぎ、市が直接予約受付業務を実施することは、引き続き、利用者の利便性に寄与し、市民サービスの向上に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における個人情報の利用について

福祉局国保年金医療課から、特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における個人情報の利用について、条例第7条(収集の制限)並びに条例第9条(利用及び提供の制限)、条例第11条(電子計算機処理の制限)に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 ございませんか。

○委員 (質問等なし)

○委員 意見がないようですので、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。「特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における個人情報の利用」についてですが、国庫負担金の交付を受けて実施している特定健康診査及び保健指導事業について、国へ実績報告を行うにあたり、行財政局税務部市民税課が保有する特別徴収該当者情報、福祉局介護保険課が保有する介護施設入居者情報や福祉局障害者支援課が保有する障害者施設入所者情報等を利用することや、既存のフレイルチェックシステムを活用して、補助金の対象外に当たる者を抽出処理することは、適正な補助金の受給手続きに寄与し、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

○委員 次に、個人情報保護法改正に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について、去る11月5日に市長から当審議会へ諮問が行われ、12月20日から今月11日まで、あわせて6回にわたり制度審議部会で審議を行い、答申案を取りまとめました。事務局から答申案について説明をお願いしたいのですが、答申案の構成は、「はじめに」、「Ⅰ答申にあたって」、「Ⅱ改正法で規定されていない現行条例の規定」、「Ⅲ改正法の規定を根拠として条例で定める事項」と項目が多いため、5項目程度に分けて、説明並びに審議を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員 (異議なし)

③今後の個人情報保護制度のあり方について

市長室市民情報サービス課から、審議会資料に基づき、「はじめに」、「Ⅰ答申にあたって」、「Ⅱ改正法で規定されていない現行条例の規定について」の「1事業者の責務」から「5電子計算機処理の制限」までの説明を行った。

○委員 まず最初に、改正法で規定されていない規定で現行の条例にある規定について残すべきかどうかについて検討を行いまして、この5つの項目については全て残す必要はないという結論となっております。ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 (質問等なし)

○委員 ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。結論としましては、これらの5つの項目は存置しないという結論でまとめておりますが、よろしいでしょうか。

○委員 (質問等なし)

○委員 ありがとうございます。では、引き続いて次の項目に移りたいと思います。
事務局から説明をお願いします。

市長室市民情報サービス課から、審議会資料に基づき、「Ⅱ改正法で規定されていない現行条例の規定について」の「6 電子計算機の結合の制限」から「10 開示時の本人確認」までの説明を行った。

○委員 6 番目から 10 番目の項目について、説明していただきましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

○委員 (質問等なし)

○委員 よろしいでしょうか。6 番目から 10 番目の項目のうち、規定を残すべきという結論に至ったのが 7 番目と 8 番目と 10 番目と、この 3 項目については規定を存置すべきという結論になっておりますが、この結論についても、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員 (質問等なし)

○委員 特にご意見がないようですので、先に進めさせていただきます。では、次の項目について、説明をお願いします。

市長室市民情報サービス課から、審議会資料に基づき、「Ⅱ改正法で規定されていない現行条例の規定について」の「11 簡易な開示」から「14 市職員の人事に関する個人情報」までの説明を行った。

○委員 11 番目から 14 番目までの 4 項目について説明をしていただきました。何かご質問等ございますでしょうか。

○委員 (質問等なし)

○委員 結論としましては、11 番目の簡易な開示について、独自の規定を設けるべきであるということになっております。それ以外のものは存置すべきではないという結論でしたが、この結論について何かご意見等ございますでしょうか。

○委員 (質問等なし)

○委員　それでは、簡易な開示について独自のルールを設け、それ以外は存置しないということとします。以上が、改正法に規定がなくて、現行条例に規定がある規定について、残すべきかどうかについて14項目について検討をして結論を導き出しております。次は、改正法の規定を根拠に条例で定める必要があるかどうかについて8項目を検討しております。事務局から説明してください。

市長室市民情報サービス課から、審議会資料に基づき、「Ⅲ改正法の規定を根拠として条例で定める事項について」の「1 条例要配慮個人情報」から「4 開示に係る手数料」までの説明を行った。

○委員　4つの項目につきまして、改正法の規定を根拠にして条例で定めるべきかどうかについて検討をしました。ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○委員　（ 質問等なし ）

○委員　特にご意見がないようでしたら、この結論をそのまま支持したいと思いません。次の項目の説明をお願いします。

市長室市民情報サービス課から、審議会資料に基づき、「Ⅲ改正法の規定を根拠として条例で定める事項について」の「5 審査会への諮問」から「8 審議会等への諮問」までの説明を行った。

○委員　最後の4項目につきましては、それぞれ条例に設けるという結論でまとまっておりますが、何かご質問等ございませんでしょうか。

○委員　（ 質問等なし ）

○委員　一番最後の8番目の項目は、当審議会の役割と言いますか、果たすべき機能というのが大きく変わることが想定されております。先程の説明にもありましたけれども、改正法のもとでは、審議会というものが、個別案件に関する審議ではなくて、定型事例の事前ルールの設定とか、制度の在り方に関する審議というものに移行することになっておりまして、この28ページの下の方に、これまでの審議会の機能も含めて、(1)から(4)までまとめてありますが、今日も諮問がありました、電子計算機処理を認めるかどうかといった、1番目に列挙されているような項目について、個別具体的な判断を審議会に求められてきましたが、こういったものは、これからは審議対象にならないということで、(4)の4番目にあるような、基本的な事項、重要な事項、あるいは、条例の改廃に関わる事項というような、基本的なルール

に関わる判断といいますか、審議が中心になるということで、この審議会の役割が大きく変わるかと思えます。

○委員 意見がないようですので、それでは、当審議会としては、本案のとおり答申することといたしたいと思えます。

○委員 全体を通じて何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○委員 私は、制度審議部会に所属をして、6回出席させていただいて、この内容について、部会で審議させていただきました。ただ、内容的には、会長もおっしゃったとおり、今までのこの審議会の役割を大きく変えるような法律が既に成立していて、そして審議会としての今後やるべきこと、もしくは審議会に諮問することは許されないとか、法律の方で、かなり統一感を持たせるための新法となっているところがありまして、従って、非常に項目は多かったのですけれど、内容的に見ますと、法律に規定されたので、条例には、もう書く必要が無いものだったり、書いてはいけないものだったり、というのが大半を占めるために、制度審議部会で審議できる範囲というのが、どちらかというところと狭かったのかなという印象は、個人的には持ちました。ただ、今後は、国際潮流に合わせて統一的に運用するということなので、個人的にはその運用がどうなるのか、見守っていきたいという感想になります。

○委員 どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○委員 今日ご出席の過半数の方が、制度審議部会の委員も兼ねているということで、6回にわたって制度審議部会で、熱心にご審議いただいたものを、ここで改めてご報告させていただいているということもありまして、あまりご意見が出てこないのかなと思っておりますが、制度審議部会の委員でない委員の皆さんも、何かご意見等ございましたら、よろしくようお願いいたします。

○委員 個人情報保護審議会の内容が変わるということは、今まで審議されていた内容は、ここを通らなくても大丈夫になるということは、この会議自体も回数が減ってくるのでしょうか。

○委員 会の回数が減るかどうかは一概に言えませんけれども、先程も申し上げましたとおり、資料の28ページの下にあります、審議会の権能について(1)から(4)までまとめてありますけれども、これまで(1)に上がっているような項目について、個別具体的な判断が審議会に求められてきた訳ですけど、こういうものはもう審議の対象にならなくなるということなんですよ。より基本的などと言いますか、重要事項について制度の在り方に関わる

ようなことを見据えて審議をします。ただ、残るのは審査請求と言いますか、開示決定に関わる不服審査部会はこれまでも審議してきましたけれども、それは残ります。

○委員 個人的な予想としては、当初色々と決めたりというのはあるのかもしれないですけど、長い目で見ると、今よりは減りそうというような気がするという、個人的な予想はありますけれど。

○委員 そうですね。

○委員 内容が深くなると思いますけど。

○委員 これまで諮問を受けてきたような、電子計算機処理とか、電子計算機結合とか、そういったものについて、逐一審議会の判断を仰ぐというのは、これはもう個人情報保護制度が条例を中心に運用されてきて、個人情報の保護のために、そういったチェック機能を果たしてきた訳なんですけれど、そういう時代でなくなってきたと言いますか、個人情報のデジタル化というのがどんどん進んでいて、もはや、電子計算機処理そのものを認めるか認めないかで、判断が求められるような時代ではなくて、電子計算機処理を前提にしたうえでの個人情報の保護というのを考えていかないといけないということで、時代の変化というのがその背景に大きくあると思いますね。ですから、こういう電算処理自体の審議を審議会が逐一しなくても、個人情報のデジタル化を踏まえたとえでの個人情報の保護というのを制度全体で考えていくと言いますか、むしろその個人情報に関わるような、いわゆるビッグデータの活用といったことが、盛んに推進されている時代になっているということで、やはり時代の変化というものが反映しているようにも思えます。

○委員 ありがとうございます。

○委員 他にご意見等いかがでしょうか。

○委員 (意見なし)

○委員 それでは、個人情報保護制度の在り方についての答申については、制度審議部会でご審議いただいた答申案を原案にして答申をまとめたと思います。なお、本日、審議いたしました3件の答申文ですが、文言等の調整につきましては、私に一任いただけますでしょうか。

○委員 (異議なし)

○委員 ありがとうございます。

○委員 それでは、次に報告事項に移ります。

(2) その他

①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について

部会長から、特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし)

②新たに個人情報を電子計算機処理することについて (報告)

事務局から、神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号に基づき新たに個人情報を電子計算機処理することについて、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし)

③処理システムへの情報項目の追加について (報告)

事務局から、処理システムへの情報項目の追加について、個人情報保護条例第 11 条第 1 項関連の個人情報を電子計算機処理することについて、類型に基づき報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし)

○委員 それでは、これをもちまして、第 112 回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございます。